

令和4年度東京都化学物質流出等防止設備設置補助金

補助事業内容

台風等に伴う水害による工場等からの化学物質の流出等を防止するため、都内の化学物質取扱事業者に対して、化学物質流出等防止設備の設置に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	(1)及び(2)の両方を満たす者 (1) 中小事業者 及び 個人の事業者 ^{※1} <small>※1 中小企業支援法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者</small> (2) 適正管理化学物質取扱事業者 ^{※2} <small>※2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」）第110条に規定</small>
補助対象設備	(1) 止水板 (2) 防水扉 (3) 防水シャッター (4) 逆流防止弁（排水口等からの逆流による浸水を防止するために設置するもので、(1)～(3)と同時に設置する場合に限る。） (5) かさあげ土台 (6) (1)～(5)に類すると認めるもの
補助対象経費	補助対象設備の設置に要する経費で次に示すもの （既存設備の撤去に係る費用は対象外） (1) 製品購入費又は原材料費 (2) 運搬費 (3) 工事費
補助率	補助対象経費の $1/2$
補助上限	100万円
その他	<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ等で浸水又は土砂流入が想定されている都内の事業場に設置することが必要です。・補助対象設備を一の対象事業場内に複数設置することができます。・補助対象設備について、条例第111条に基づく「化学物質管理方法書」に記載することが必要です。・交付決定の日から令和5年3月10日までの間に設置完了する必要があります（<u>補助対象設備を交付申請前に設置した場合は補助不可</u>）。
申請方法	① 郵送（一部書類はメール送信可） 書類に不備がないことを確認してからの受理となります。書類一式の返信に必要な額の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。書類に不備がなかった場合は、返信用封筒は交付決定通知書の送付時にお返しします。 ② 事前予約による対面受付（平日 10:00～16:00 にお電話ください。）

申請受付期間

令和5年1月31日(火曜日)まで

申請に必要な書類

申請に当たっては、「令和4年度東京都化学物質流出等防止設備設置補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)を必ずお読みください。

提出書類	注意点	法人	個人
交付申請書（第1号様式）	様式は東京都環境局ホームページからダウンロードしてください。	○	○
誓約書（第1号様式の2）*		○	○
現在事項全部証明書（原本）		○	—
住民票の写し（原本）		—	○
直近の貸借対照表（写）*		○	—
個人事業税納付証明書（原本）		—	○
事業所案内図、補助対象設備設置位置図、現況写真*		○	○
工事計画図面及び補助対象設備仕様様が明示されている図面類*	浸水防止性能に関する内容を含めてください。	○	○
見積書（写）*	要綱第5条の各号の経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印（又は社印と同等の効力を有する確認行為）が必要です。	○	○
土地及び建物の登記事項証明書（原本）		○	○
申請者が使用者の場合は、土地及び建物所有者の補助対象設備設置工事承諾書（写）*	同等の効力を有する書類（賃貸借契約書における許諾事項等）を用いる場合は、事前に都に確認してください。	○	○
化学物質管理方法書(抄)*	補助対象設備を設置する事業所に関する申請日時点のもので、適正管理化学物質の使用量等、取扱施設、水害への備えに係る事項が記載されている個所の抜粋（補助対象事業の計画の記載は必ずしも要しません。）	○	○
支払金口座情報登録依頼書*	都に未登録の場合に限る（様式はホームページからダウンロードしてください。）。	○	○
印鑑証明書（原本）	発行から3か月以内のものに限ります。	○	○
従業員数分かる公的書類（従業員数をもって中小企業者に該当する場合に限ります。）*		○	—

*の書類はメール送信可（メール件名は「化学物質流出等防止設備設置補助金申請・会社名」としてください。最大10MB）

問合せ・申請先 東京都環境局環境改善部 化学物質対策課 企画担当
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
 電話 03-5388-3503(直通)
 Email S0000626@section.metro.tokyo.jp
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/grant.html>

令和3年度
登録第113号
環境資料第33106号